

令和 3 年 12 月 8 日

第 9 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 8 日 (2 日 目)

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (1 2 名)

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作	
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽	市
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保	
7 番	石	垣	菊	蔵	8 番	服	部	光	男
9 番	藤	井	満	久	10 番	吉	原	一	治
11 番	榎	戸	陵	友	12 番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一									
総	務	部	長	滝	本	恭	史	総	務	課	長	内	田	純	慈						
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	神	谷	和	伸		
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	高	田	順	平
建	設	経	済	部	長	鈴	木	淳	二	建	設	課	長	山	本	剛					
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	厚	生	部	長	大	岩	幹	治				
住	民	福	祉	課	長	宮	地	利	佳	健	康	介	護	課	長	田	中	直	之		
環	境	課	長	富	田	和	彦	教	育	長	高	橋	篤								
教	育	部	長	鈴	木	茂	夫														

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開議 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例町議会、昨日に続き2日目に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様、多忙の中でございますので、早速始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。なお、念のために申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

8番、服部光男議員。

○8番（服部光男君）

おはようございます。

世界中で猛威を振るっているコロナウイルスも、日本では一時的ですが小康状態にも思っております。しかし、今また新しいウイルスが世間を騒がせております。この町議会の一般質問も、今まで制限をかけて、半分の30分での質問とさせていただいておりましたが、今回より制限を解除して60分の持ち時間で始めさせていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきまして、壇上にて一般質問の朗読から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大きい表題としまして、高齢化社会における移動及び交通問題を問う。

2025年問題、いわゆる団塊の世代800万人全員が75歳以上になり、日本全体に超高齢化社会が訪れるということになる。高齢化によるもう一つの側面として、交通事故の心配、不安からの自動車免許証の返納問題がある。また、家族構成も変化してきており、

高齢者の約1,840万世帯のうち、約7割が独居世帯、高齢夫婦のみの世帯と見込まれています。

一昔前であれば、免許証がなくても同居家族の支援で通院等も問題なく、食事も作ってもらうことも当たり前でありましたが、このような社会情勢を踏まえ、高齢者の移動に関し、何らかの対策が国や自治体に求められている。

そこで、高齢者の移動手段に関わる問題点について、以下の質問をします。

1番、免許証を返納するには所轄の警察署へ出向いての手續が一般的と思われるが、返納を決意した人への便宜を図る意味でも、役場または幹部交番等での出張手續ができるよう警察署との調整は図れないか。

2番、高齢者免許証自主返納支援事業として、海っ子バス共通1日乗車券6,000円分(1日乗車券12枚)を交付しているが、事業開始から今日までの実績はどうか。また、支援を受けた方から拡充してほしい等、要望はあるか。

3番、現在近隣市町でも、それぞれが試行錯誤をしながらバスを走らせていますが、他の市町を調べるにつけ、海っ子バスは他の市町に先行して発進しており、運行面でも先行していると感じています。外出の移動手段として、まだ課題も多く、利便性と経費削減のためにも、今の地域公共交通を見直す提案として、幹線ルートを知多半島の外周を回る一つのループとして、他の市町との広域運用をすることは考えられないか。

4番、自主返納していただいた方へさらに支援策として、自転車より安全性の高い電動三輪車、電動4輪車等の購入時に補助金を出している自治体もあるので、このような検討はできないか。

5番、第7次総合計画の基本施策に、安心して住み続けられる長寿社会と位置づけ、町民意識調査では、病院、買物など足がなくては行けない独り暮らしのお年寄りにバスやタクシーの手助けをしてほしいとの要望もある。それに対して、今後具体的にどのように応えていく方向か。

6番、定義は様々ですが、買物弱者が生まれる要因として、重い荷物が持てない、高齢者世帯の増加、地縁・血縁による関係性の希薄化、運転免許証の自主返納の増加等があります。本町においても高齢者のいる世帯は年々増加しており、買物支援のニーズが高まってきていると考えられますが、地域に合った買物の仕組みを構築する必要があると思うがいかがか。

7番、対策として、1つに移動販売、2つに宅配サービスや買物代行、3つに家から

出やすくする方法が考えられると思います。行政が主体として行うことは難しいことから、他県ではいずれも民間によるサービスが実施されているようです。私としては、この移動販売は利点があるように感じます。行政からは見守り協定を締結したり、警察と連携し交通安全のチラシを配布するなど協力しつつ、業者にはガソリン代など補助で補填して運営をしていただく考え方もあると思うがいかがか。

8番、例えばサロンの参加費を財源にしたお買物券をサロン参加者に配って、移動販売で利用できることで地域、利用者同士のつながりもあり、触れ合いもでき、時にはイベントを開催し持続可能な買物支援の取組を支えることになると思うが、いかがか。

以上で朗読を終了しまして、あとは自席で再質問のほうをやらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1-1から1-4につきましては、私、総務部長から、御質問1-5から1-8につきましては厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1につきましては、答弁させていただきます。

運転免許証の返納につきましては、道路交通法により返納する方の住所地を所管する公安委員会に申請すると定めてあることから、役場で返納事務はできません。警察署等へ出向くことが難しい方につきましては、郵送での返納ができますので御利用いただければと考えます。また、運転経歴証明書につきましても併せて申請できますので、今後ホームページ等で周知を図っていきます。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

自主返納の一番大きな問題としましては、今までずっと乗ってきた車、それを諦めて車以外の移動手段に思い切って動くということになっております。そういったときに、便宜を図っていくのは自治体のある程度の務めかなと思っております。そういったことで、こういった半田署まで出向かなくてもやれる方法があればということでお願いしたわけですが、私も調べていくうちに、郵送の手続が随分普及してきておるということで

あります。そういったことで、このような方法も含めましてということですが、自主返納のシステムもあるよという原点から始まり、郵送での手続、そういったものがあるということをもっともっと知らせていただく、周知を図っていただきたいと思いますので、それをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの服部議員の御質問について答弁させていただきます。

郵送による運転免許証の自主返納の申請方法につきましては、愛知県警察のホームページに丁寧に説明がありますので、これを利用しまして、住民の方へのお知らせができるよう、町のホームページにリンクをつけるということや、町広報での情報入手先の説明、お知らせ、それからまた役場のほうでも問合せがあったときに説明ができるようにしてまいりたいと思います。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

広報に限らずですが、いろんところでまた周知を図っていただきたいと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問 1 - 2 につきまして答弁させていただきます。

高齢者運転免許証自主返納支援事業は、平成30年度から現在まで実施しておりますが、同時期に運転免許証を自主返納された方は半田警察署の調べで230人おります。そのうち、支援事業を希望された方は142人で、その方に対し、海っ子バス 1 日乗車券を交付しております。

支援を受けられたおおむねの方は、窓口で「支給した 1 日乗車券を使って出かけられる」との喜びの声をいただいております。支援を拡充してほしいという声は届いておりません。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長 (石垣菊蔵君)

服部議員。

○ 8 番 (服部光男君)

ただいまの支援を拡充してほしいという声は聞いておりません、これは多分届いていない、今も言われましたけど。やはり支援の厚いほうがいい、でも財源とかいろんな問題もありまして、どこら辺をとということもありますが、先ほどの質問でも言いましたとおり、御本人様はやはり今までの車のある生活を捨てて、今から新しい移動の方法を決断するわけですので、手厚い対応という意味で、できることでしたら海っ子バス等の今後も新しい運行形態も出てきますが、たとえ1年でもいいですが、無料パスというものを検討していただくことはできないでしょうか。

○議長 (石垣菊蔵君)

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 (石黒俊光君)

ただいまの服部議員の御質問について答弁させていただきます。

現在、町で行っている海っ子バスは、公共バスを利用するきっかけづくりと考えていますので、さらに支援を増やす予定は今のところございません。

(8 番議員挙手)

○議長 (石垣菊蔵君)

服部議員。

○ 8 番 (服部光男君)

この後でもいろんな部局に対してこのような手厚い対応をお願いしていきたいと思っておりますが、次の質問をお願いしたいと思います。

○議長 (石垣菊蔵君)

総務部長。

○総務部長 (滝本恭史君)

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

平成22年9月30日に知多バスが運行していた豊浜線、西海岸線が廃止されたことに伴い、海っ子バスの実証運行が開始され、その後、運行本数の増便、ルートの見直しを続け、町民の足、観光客の足として今年の10月1日で運行開始12年目を迎えました。

コロナ禍前、令和元年度までは収支率が3割程度と自治体が運営するコミュニティバスの中では高い収支率を維持しておりました。しかし、コロナによる運賃収入の減少などにより、令和2年度には収支率が2割を切っております。また、年々増加する燃料費、人件費により、バス路線の維持に係る本町の負担が初めて1億円を超えました。持続可能なバス路線とするためには、維持に係る経費を抑えることと利用される住民や観光客の利便性の維持・向上を図ること、この2つを両立させなければなりません。

このことから、地域公共交通を考える場合、目的地への移動手段の効率化を検討する必要があります。バスは、バスが担う範囲、鉄道は鉄道が担う範囲を想定して、利便性と費用対効果を勘案して公共交通の計画を策定します。知多半島では、広域的な移動については鉄道や民間の路線バスの利用を、地域内の移動については海っ子バスをはじめとする各市町のコミュニティバスなどの利用となっています。また、地域内の移動については、各市町の政策により有料バスで行う場合と無料バスで行う場合がございますので、議員の提案される知多半島の外周を回る路線については、費用対効果の面におきましても、各市町間の政策面におきましても、現時点では課題が多いと考えられます。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

免許返納後の交通確保という問題と、いかにバスを有効に回らせて利用しやすい交通にするというのは大変大事な施策だと思っております。そして、この質問、議会が始まる前に案内をいただきまして、幹線の中を回るチョイソコという試験運用も始まるところでございますが、やはりまず海っ子バスの外周をとにかく回るルートをとということで広域を提案させていただきました。その一つの理由としましては、観光面でも、例えば隣町なんですが、ビーチランドは南知多ビーチランドという名前もついているほどで、観光客がこちらへ来たときには、どこが美浜町との境かというのは関係なしで訪れると思います。そして、灯台を見たり、ビーチランドで遊んだ方が南知多で宿泊されることも大いにあると思いますし、また内海駅のバリアフリー問題も、やはり乗降客が少ないとかそういったことでなかなか実現が難しいとされておりますが、例えば広域で内海の方、豊浜の方、南知多の方が内海駅でエレベーターが利用できないというのではなく、

知多奥田までバスで行って、知多奥田でまたエレベーターを使う、そういった使い方もできると思います。

そういった意味で、また内海の南知多の公共施設であります防災センターもバスのルートとしては外れております。そういったことも網羅できるということで、もう一度広域を考えていただきたいと思います、考えていただきたいのと、こういったことは隣の市町等との話合いというのがあったかどうかということも含めて、御回答をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

服部議員のただいまの再質問、野間灯台やエレベーターの設置されている奥田駅、またビーチランド、少し広域での運用を考えられないかということについて答弁のほうをさせていただきます。

内海から奥田、ビーチランドなどを回る西海岸につきましては、以前、知多乗合によるバスが運行されておりましたが、費用対効果の面から撤退のほうをされております。その後、名古屋鉄道知多新線、こちらは広域幹線としての鉄道、それから南知多町の海っ子バス、それから美浜町の行ってきバス、これが当該地域のそれぞれの公共交通を担ってきております。現時点では、この西海岸に海っ子バスを走らせるという考えは持っておりません。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今後も将来的にいろいろ、また検討していただき、当然これには利便性の裏腹に、やはり運行経費、いろんなところで各市町の思いもあると思いますが、前向きに検討していただきたいと思います。

2つ目の再質問として、今のこの地域内、知多半島に限定しましても、ルート周回として病院のバス、また自動車学校のバス、そしてスクールバスもいろいろ走っておりますが、このような車両を一元的な管理というのもまたこれは大変かもしれませんが、そういったことを上手に運用できたらもっと経費も抑えられるかなと思うんですが、この

ようなことはどうでしょうか。実現できそうなのか、ちょっと考えをお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問で、公共交通海っ子バスのほか、病院のバスですとか自動車学校などのバス、こういった車両を1つにまとめるということの可能性についてどのように考えるかということで答弁のほうをさせていただきます。

民間での病院のバス、自動車学校のバスにつきましては、特定の方の移動に使用するためのバスということで運行されていると思います。また、海っ子バスのほうは不特定の方の移動に使うバスということで運行しております、そもそも目的が違うこちらのバス、車両等を1つにまとめるということは非常に困難と考えております。また、1つにまとめた場合に自治体、南知多町の費用負担が増えることは想定はできるのですが、まとめたことによって費用負担が減るということはちょっと想定が難しいと思います。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

いろんな側面で、全然駄目だったことがまたどこかで逆転でひっくり返ることもあると思いますので、頭の隅でまたいろいろ考えていただきたいと思います。

3つ目の再質問としまして、この役場の目の前の道路がやっとな国道につながる計画で、今工事も順調に進んでいると思いますが、そうなるとこの役場へのアクセスが随分変わってくると思ひまして、この南知多町の海っ子バス幹線を通す上で、ここが停留所のハブ基地になるような形で、ここへ集中してみんなが乗り入れる、そして直通は当然あるんですが、そういったことにより南知多町の真ん中にある役場の位置というものの機能が随分変わってくると思います。

そういった幹線を上手にやるという意味でハブ構想を提案するのと、そして今、試験運用中のチョイソコでいろんな細かいところの運用をするということをちょっと提案したいんですが、その辺はどう考えてみえますでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問、現行の海っ子バスと乗合送迎サービスチョイソコ、こちらは毎月12月15日から始まるというものでございますが、役場など中心となるハブ停留所を介して結節してみてもどうかというような御意見だったかと思えます。

こちらにつきましては、実証実験で行いますこちらのチョイソコみなみちたのほうで得られるデータを基に、今後検討してまいりたいと思えます。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

このチョイソコみなみちたというのは、15日から実証実験が始まるということで、これはデータ取りということで、データの中に一つ組み込んでいただきたいことなんです、どれだけの細かいところが通れるのか、道幅とかいろんな面でもう少しここは道幅を太くするととか、また通れる範囲の車の選択、もう少し小さい車にしたら、こういうところの困っている人のところまで車が通れるかなというデータもぜひ集めていただきたいんですが、データとして、あとは乗る方がどのように登録するかというのもやってみましたが、ちょっとなかなか難しい。

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員に申し上げます。

ただいまの質問はチョイソコバスの関連だと思えますので、若干ちょっと脱線しておりますので、本題に戻ってください。

○8番（服部光男君）

今後、いろんな地域公共バスを通す上で、やはり今、幹線から外れた方たちのバスの利用が難しいというところがあるものですから、そういった道路とかバスの選択とか、そういったことは今後考えてみえますでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの質問で、海っ子バスが入っていない地域、例えば豊浜ですと初神、内海ですと内福寺、こちらは知多バスの師崎線の路線になりますが、大井の西園地区等、最寄りのバス停から遠い地域というのは本町にもたくさん存在しております。

こういったところをカバーできないかということで、今回実証実験として乗合送迎サービスチョイソコみなみちたの実証実験のほうをさせていただいております。こちらのほうで利用者からの声ですとか利用できなかった方の声もインターネット等で求める予定をしておりますが、今後海っ子バスをカバーする新しい交通手段としての可能性のほうをこの実証実験で調査していきたいと考えております。

(8 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

現在の海っ子バスの運用の中で、利用者が困ったときにどういう対応をしていただけるかということについての質問をさせていただきます。

11月の半ばですが、師崎線のほうで朝の7時台で2本欠便がありました。

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員に申し上げます。

ただいまのこの困ったということの質問ですが、本題のほうの質問の項目にございませんが、どこの関連になるのでしょうか。

○8番（服部光男君）

これは運行のときの利用者が安心して使えるという意味で、高齢者がとの質問なんですけど、ちょっとこれは外れますか。

○議長（石垣菊蔵君）

若干外れていると思いますので、次回の質問にお願いいたします。

○8番（服部光男君）

バス停のところで、例えばですが、バスが待っていてもなかなか来ない。それが欠便か何かの原因があると思うんですが、そういうときに確認できる方法を何か考えてみえるのか。例えば、問合せ先等で何か確認ができるようなシステムになっているのかどうか、お願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問、バスの緊急時、欠便ですとか遅延が発生した場合の問合せの対応についてということでお答えのほうをさせていただきます。

さきの11月12日、知多バスのほうの欠便が出たということですが、このとき住民からの問合せのほうを役場のほうへいただいております。ですが、知多バスにつきましては営業時間内ではこの遅延情報、欠便情報が案内できないということをお聞きしております。したがって、11月12日、朝の始発便だったと思います。そこから2本欠便したことについてはお答えできなかったということを知多バスのほうから確認をさせていただきます。

一方、西海岸線、豊浜線、海っ子バスにつきましては、運行時間中は運行事業者、レスクル株式会社のほうは必ず事務室のほうに職員が待機しており、バスの運行状況についての的確に把握ができるようなものとなっております。したがって、問合せ先、各バス停にもございますが、運行事業者レスクルのほうに問合せをいただければ、どのような遅延が発生しているかということはお答えできるような状況となっております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

いろんな面で、また便宜を図っていただけたらと思います。

それでは、1－4番の質問のほうをお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

高齢による判断力や運転能力の低下による事故の危険性を回避するために運転免許を返納している方に、電動アシスト機能がついた三輪自転車やシニアカーでなく電動アシスト機能がついた四輪自転車の購入に補助することにつきましては、本町のように道幅が狭い道路や車と並走するような危険な道路を三輪自転車等で移動することは、交通事

故の発生が危惧されますので、購入費補助については考えておりません。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長 (石垣菊蔵君)

服部議員。

○8 番 (服部光男君)

この質問をつくるに当たっては、知り合いから、父親が高齢になって軽トラでいつも畑へ行っているんですが、ぼちぼち自主返納したい、そしてその後、返納させましたという話を聞きましたが、いつも日課のようにしていた畑へ行くのがなくなってちょっと落ち込んで外出ができなくなって、痴呆も出てきて、何か交通事故を心配するよりもそっちの新しい問題が出てきてしまったということ踏まえた質問にちょっとさせていただきましたが、安全性を考慮したということで、ちょっと野菜や何かを収穫するのに電動自転車の三輪、四輪なら倒れないとか、そういった安全性も確保できるかなと思っていましたが、逆の交通事故が出てしまうということは本末転倒になってしましますが、それではということでシニアカーへの支援策というのはあるのでしょうか。

○議長 (石垣菊蔵君)

健康介護課長。

○健康介護課長 (田中直之君)

それでは、ただいまの服部議員の再質問に対しまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁のほうにもありましたけれども、交通事故の発生が危惧されることから、電動四輪車購入費補助については考えておりません。

なお、介護保険制度では要介護認定区分、要介護2以上の方は、基本的に福祉用具貸与サービスで電動四輪車を自己負担1割から3割でレンタルが可能です。以上でございます。

○8 番 (服部光男君)

5番へ行ってください。

○議長 (石垣菊蔵君)

5番をお願いします。

厚生部長。

○厚生部長 (大岩幹治君)

それでは、御質問1-5につきまして答弁させていただきます。

本町では、令和3年3月に計画期間を12年とする第7次総合計画を策定し、基本施策の一つとして「安心して住み続けられる長寿社会」を目指し、高齢者福祉施策を推進していくこととしております。

また、議員が言われるように、町民意識調査の当該基本施策における回答結果の自由記述に、日々の病院や買物など足がなくて行けないひとり暮らしのお年寄りを助けるために、バスやタクシーを出すなどの手だてを取ってほしいとの記載があります。高齢者の移動手段の確保を考える上では、高齢者福祉、交通確保、地域商業、地域活性化など、様々な課題を総合的に検討する必要があります。

そのため、こうした課題解決には長期的な視点からの持続的な取組が必要となります。バスやタクシーなど、高齢者の利便性向上を目的とする公共交通機関の利用促進施策については、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定の基礎資料として、3年ごとに実施しております高齢者一般調査の結果も踏まえながら、高齢者の移動手段の実態と現状及び課題の把握に努め、全庁横断的に具体策を検討してまいりたいと考えております。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

答弁でもいただきましたが、安心して住み続けられる長寿社会、いろんな場所へ顔を出していただく、そのために足を使う、頭を使う、そうした健康年齢をとにかく維持していただくことが目的だと思ひまして、サロンとかいろんな面でまたいろんなお願いをしていきたいと思っております。

そういった意味で、御紹介したいのですが、私はサロンに、時々顔を出しておるんですが、なかなか今は開催ができていないとかいうのもありますが、百歳体操をやっている地域がありまして、そこへ行って私が聞き取りをしようと思ったんですが、ボランティアの方をお願いしていただきました。公共交通でバスが通っていない内福寺の方の意見を御紹介いたします。

チョイソコ交通というのが今度動くけど知っていますか。12名の方の意見ですが、知っているという方が5名、スマホを持っているという方が3名。スマホで私は登録できますよという方は2名。内海地区で走ったら利用したいという方が7名。それに伴って、バス停は2か所ぐらいあるといいかなという方。行きたいところとしましては、やはり

病院、スーパー、そしてお出かけしたい、季節で楽しめるところ、桜、花見であったり、紅葉等でみんなと一緒に出かけたい、そういった意見がありました。

それで、不安としましては、運転できなくなった、これは自主返納もそうなのですが、バスがないと生活困難になる不安があるといった声もいろんな形で聞くと、今後の福祉とかいろんなものに応用できる、また公共交通にも利用できることがございます。

ということで、サロンを開催できたら、百歳体操でも何でもいいですが、もっともっといういろんな開催ができて、データをいただく機会をつくっていただきたいと思います。そして、サロン等で乗り方、これはまちづくりのほうでも乗り方の体験教室とか、まちづくりと一緒にやっておりますが、いろんな部署でやっていただきたいと思います。体験教室の開催というのを福祉の方たち、サロンとかそういったところでももっと募集してやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

すみません。服部議員に確認します。これは何の目的の質問なんでしょうか。もう少し具体的に。また、先ほども何度も言っております。本来の質問の趣旨と若干反するよな感じがします。再度、明確に詳細な質問をお願いします。

○8番（服部光男君）

はい。サロンでの情報収集を行ってほしいということです。

○議長（石垣菊蔵君）

答弁をお願いします。

健康介護課長。

○健康介護課長（田中直之君）

ただいまの服部議員の再質問に対しまして答弁させていただきます。

高齢者の外出には、様々な介護予防の効果があります。認知症予防や気分転換による鬱病予防、コミュニケーションが増えることで孤独感が緩和されます。そして、体力の向上など健康や毎日の活力にもつながります。

議員の提案されるバス乗り体験につきましては、高齢者の一般調査の外出機会に関する項目のアンケート結果を踏まえながら、適宜再開を予定しております地域のサロンやすこやか一な百歳体操の会場に生活支援体制の推進を目的に配置いたしました生活支援コーディネーターを派遣するなどして、参加者の声をさらに集約するよう努めてまいります。以上でございます。

○ 8 番（服部光男君）

ありがとうございます。

6 番、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

6 番、お願いします。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－6 につきまして答弁させていただきます。

買物は日常生活にとって欠かせないものであり、買物による外出の機会は高齢者にとっては重要なことであると認識しております。住民基本台帳に基づく単身高齢者世帯を含む高齢者世帯数は年々増加傾向にあり、日常の買物に不便を感じる高齢者は増えてくると予想されることから、地域に合った買物支援の仕組みを構築していくと同時に、高齢者の生活を地域全体で支える体制の整備を一つ一つ着実に進めていく必要があると考えております。

その地域の支え合いの仕組みの一つとしましては、住民ボランティアであるミーナ助けあい隊が令和 3 年 2 月に立ち上がり、支援を必要とする高齢者に対して、買物代行やごみ出し、掃除、話し相手などの活動をしております。日常生活での困り事は専門的な知識や資格がなくても近隣の方の声かけや手助けがあれば解決することもございます。こうした地域の支え合い活動を推進することで、人と人、人と地域のつながりが強まり、地域力の向上が図られるものと考えております。

買物問題については、町内の小売事業者の減少が一つの要因ではございますが、今後は小売販売、物流などの民間企業とも連携を図り、また国の買物支援に関するマニュアルや先進事例を参考にしながら、買物事情やニーズに応じた持続可能な買物支援の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

初めに、6 番の質問の真意をちょっと確認させていただきたいと思います。

地域に合った買物の仕組みの構築、そしてそうした地域が援助をどういうふうにして

いくかという意味での質問で今答弁をいただいたところでございます。

そして、さらに再質問なんですけど、このお買物の目的というのは、やはり自分で選んで、そしてメニューを考えて、そしてやるというのが一番大事なことであります。頭も使うということで、足も使っていただきたいですが、やはり動けない方に対してどういう支援があるのかというところで、今ミーナ助けあい隊のお話もいただきました。この12月20日に役場の大会議室でも説明会がありますが、その他ボランティアの応援が大変必要だと思いますが、ミーナ助けあい隊の具体的な活動状況というのだけ、お知らせいただけますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康介護課長。

○健康介護課長（田中直之君）

ただいまの服部議員の再質問に対しまして答弁させていただきます。

ミーナ助けあい隊の今の活動状況ということなんですけれども、11月末現在、サポーター登録されている方は46名で、うち13名の方が活動しております。また、利用者登録されている方は27名で、うち15名の方が利用されております。

支援の内容と利用者数につきましては、家の片づけ・掃除が6名、話し相手が6名、買物代行が3名、庭の草取りが2名、ごみ出し・洗濯が各1名、その他スマートフォン操作のアドバイス、また中には将棋の相手役として週1回利用されている方もお見えになります。

こうした高齢者のちょっとした困り事の手助けだとか趣味のお手伝いといった住民同士の支え合いや交流が図られるよう、ミーナ助けあい隊による生活支援体制を推進してまいります。以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ボランティアの方たちの活動というのは大きな支えになると思いますので、これも広報の中に載せておりますが、またべらでも何か冊子に挟むような形でたくさんの方を募集していただけたらと思います。

7番をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－7につきまして答弁させていただきます。

移動販売や宅配サービスは、一部の民間事業者で既に行われていると承知しておりますが、こうしたサービスを知らない住民も多くお見えになることから、周知していくことが必要であると考えております。また、地域の見守り活動等に関する協定につきましては、町内での孤独死の未然防止、認知症による徘徊、また高齢者や児童虐待、その他の異変等を早期発見し、早期対応につなげることで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すことを目的に、これまで日本郵便株式会社、佐川急便株式会社中京支店、知多半島ケーブルネットワーク株式会社の3企業と締結し、今年10月には、明治安田生命保険相互会社との間で包括連携協定を締結したところであります。また、町内の新聞販売店、プロパンガス販売事業者、水道・電気設備事業者につきましても日常の訪問業務の中で御協力をいただいているところであります。移動販売や宅配サービス事業者においても、協定の趣旨や目的など、合意が調えば協定締結は可能であると考えております。

また、ガソリン代の補助につきましては、民間事業者の健全な競争を阻害する要因となることが考えられます。また、町の恒久的な財政負担にもなります。町としては、先ほどの答弁にもありますように、まずは持続可能な住民ボランティアによるサポート、ミーナ助けあい隊の買物代行サービスを優先して充実させていきたいと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

いろんな方法の御紹介という形になると思いますが、ぜひ宅配サービス一つにしても知らない方もたくさんまだまだお見えになると思いますので、ぜひそういった周知を徹底していただきたいと思います。

次の8番、お願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

地域のサロンは、参加者からの参加費と町が支出する活動支援費により、地域住民の自主活動として運営されております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは、食事を提供する場合の食材費やお菓子、お茶代として、参加者から100円から600円程度の参加費を徴収しております。

議員が提案される取組も買物支援の一つの仕組みではございます。移動販売には、ふだんなかなか買物に行けない高齢者自身が直接品物を選んで買物を楽しむことができること以外にも、近所の人とコミュニケーションが取れることで地域のつながりが生まれ、また見守りにつながるといったメリットがあります。

その反面、高齢者向けの移動販売は、採算性や事業継続性の確保といった面で懸念がありますが、休止されている地域のサロンが適宜再開された際には、サロンボランティアの方や参加者にも御意見を伺い、持続可能な買物支援の仕組みづくりについて、一緒になって検討していければと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ありがとうございました。

最後の締めとなりますが、このサロンの開催も今言われたようになかなか開催することができません。それはコロナの影響というのがありますし、コロナのもう一つの悪影響としまして、お店の後継者がなかなかいないという問題もあつたりして、それがこのコロナをきっかけに店舗を閉じるということも十分考えられます。そして、冒頭でも申し上げましたが、この先、超高齢化社会が待ち受けています。それとともに、社会行動も変化しております。核家族化、高齢者の孤独化、そういったことも進みます。その方たちを支える自治体の役割も大変重要になってくると思います。

町としても、ほかにも道路、建物等のインフラ整備、学校の統廃合等、待ったの効かない、当然同時進行で進めなければならない案件がめじろ押しのような状態でございますが、高齢者問題も困ってから動くのではなく、先回りするよう先手先手を打っていくような対策も必要だと思います。町民やボランティアのお手伝い、そういった方も願

いするわけですが、住みやすい、住んでよかったと思われるようなまちづくりをみんな
でつくっていくように、ボランティア、いろんな方に敬意を表しまして、私の質問を終
わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気
を行いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

〔 休憩 10時20分 〕

〔 再開 10時30分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

我が南知多町議会、ペーパーレスということで、タブレットでやらせていただきます。
今日も、登壇の際にはタブレットで通告書の朗読にさせていただきます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

大井地区の火災について問う。

10月20日午後10時頃、大字大井字塩屋付近で火災が発生し、4軒の家屋が焼失しまし
た。火の勢いは強く、辺り一面の夜空を赤々と照らし、恐怖を感じるほどであったとお
聞きしました。現場では、地元消防団、地元住民、知多南部消防署の皆さんが必死に消
火活動を行っておられました。夜間であり、強風が吹き荒れていたため困難を極めま
した。消火活動の水利も、隣の川の水がちょうど干潮で満足に利用できなくて手間取っ
たとも聞いております。

このように4軒も延焼した大きな火災が発生したことはとても残念であり、被災者の
方々の心情としては、とても悔しくもあり、悲しくつらいものではなかったでしょうか。
心からお見舞い申し上げます。

町当局においては、今後被災者に対応すべき事項については積極的に対処していただ
き、いま一度、消火活動の重要性を認識していただきたい。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町では、今回の火災発生原因と被災状況について、どのように把握しているか。
2. 現在、被災された方々はどのような状況に置かれているか把握しているか。
3. 焼け落ちた建物について、今後近隣住民の影響を考慮して、取壊し等の計画を把握しているか。
4. 最初に発火した際に、あっという間に火が燃え広がったそうです。消火器さえあつたら、すぐに消せたのにと聞きました。火災の際の初期消火が一番大事であると考えます。町では、住民に消火器及び火災報知器の設置をどのように指導し、取り扱っているか。また、設置状況を把握しているか。
5. 町では、今回のような火災等における対応の支援として、職員の対応マニュアルというようなものはあるか。
6. 火災という突発的な事態の場合、住まいや衣服、家財の調達はどうでしょうか、食事はどうでしょうか、生活資金などについてもいろいろとこれからどうすればいいのかと不安感を持つのは誰しも同じことだと思います。ある町では、災害弔慰金及び見舞金に関する条例という独自で見舞金等を支給される条例があります。本町にはあるか。
7. 被災した家屋の取壊しや廃棄物の処理に関して多額の費用が必要と聞くが、少しでも町で助成はできないか。
8. 火災の被害が大きくなった原因に、消火の際の水利が不足であったことが考えられます。大井地区の消火栓、防火水槽など水利は適正に配置されているか。
9. 大井地区の消防団関係者の方から、大井地区には防火水槽がもう一つ必要だとよく言っていました。今回の件を考えますと納得できます。大井区民の安心・安全な生活を守るために必ず必要です。設置場所は、西園調整池の中とか、大井小学校運動場の跡地とか、空き家の土地などを考慮していただきたいのですがどうですか。

以上で、壇上での質問を終わりたいと思います。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-1から1-5と1-8、1-9につきましては、私、総務部長から、御質問1-6、1-7につきましては厚生部長から答弁させていただきます。

御質問 1 - 1 につきまして答弁させていただきます。

火災の状況につきましては、知多南部消防署と情報を共有しておりますが、今回の火災の発生原因は現在調査中です。被災状況については、全焼 3 軒、部分焼 2 軒の 5 軒の建物火災で死傷者はありません。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

火災から既に1か月以上も過ぎておりますが、発生原因は調査中ということでございます。いろいろなうわさ話がありますが、捜査は難航していると思われれます。個人情報ですので、あまり深くは追及いたしません。

さて、日本では失火責任法により、故意ではなく失意で周囲が類焼した場合、火元は賠償責任を負わない決まりでございます。つまり、失火したなら被災者は賠償請求はできません。泣き寝入りです。ただし、火元に重大な過失があった場合には例外的に賠償請求できるということでございます。

それで、火災の発生原因は現在調査中と伺いましたが、被災者がこのまま諦めるのか、訴訟を起こして賠償責任を問うのか分かりませんが、知多南部消防署や警察と綿密に連絡が取れる立場にある役場においては、いち早く被災者に情報を提供していただきたい。被災者の心情には計り知れないものがあります。そういったことをお願いできますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

町におきましても、これからも被害に遭われた方の側に立って、必要な情報につきましては情報提供するように努めてまいります。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

2番をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

2番、お願いします。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

町による調査では、住居として利用していた住宅2軒が全焼となったことから、それぞれにお住まいであった2名の方が住まいを失っております。火災直後においては、身を寄せる身内の家があるということを確認しておりますが、現在の状況は把握しておりません。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

これも個人情報ということであまり詳しくはお聞きしません。

家を失うということは、とても悲しいことだと思います。今まで生きてきた思い出やあかしの品々が全て一瞬になくなってしまいうわけでございます。今まで努力して取りそろえたものが一瞬にして、これも消えてしまうわけです。どんなに被災者は気を落とされていることでしょうか。そのようなときに、答弁の最後で現状の状況は把握しておりませんと被災者を突き放したような言い方はやめていただきたい。被災者に寄り添うこと、そしてケアすることが重要だと考えます。

ある町では、身を寄せる身内の家がない場合、町営住宅を貸し出すとしておりますが、本町ではこうした考えはございますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

被災された方に町営住宅等の貸出しを行うかということでございます。

そちらにつきましては、今回の火災等ではございませんですが、斜面の崩落等の可能性がある場合において、町営住宅が空いていた場合に貸しております。そういったことはありますので、そういった事情がございましたら検討していきたいと考えております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

3番、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

3番、お願いします。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

全焼した建物の取壊しについては、3人の家主が関係します。火災後に取壊しを請け負われた事業者の方からお聞きした計画では、1棟ずつ順に11月22日から取壊しをするとのことでありました。その後、担当課において12月3日に現地を確認しておりますが、3棟の建物のうち2棟の建物の撤去が完了しております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

南知多町議会の答弁として、正確に答弁をしていただきたいと思います。

まず、12月3日現在の状況ではなくて、この12月8日の現在の状況を答弁するのが当たり前じゃないでしょうか。朝行って、見てきていただきたいと思います。12月3日現在において完了していたのは北側の建物だけであって、真ん中の建物はまだ完了していませんでした。現在は、真ん中も完了しております。

それで、残すは火元と見られる1棟が残っています。では、なぜこの1棟だけ残してあるか。町のほうで分かりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

建物の取壊しの関係の請負業者等へ尋ねたところ、業者が2つに分かれております。先に先行して地元の業者のほうが取壊しを完了するというので、それが終わるまでを次の業者が待っておるという状況ということで聞いておりますので、その先行した取壊し業者の方が終わり次第、次の取壊し業者の方が仕事に入るといって伺っております。

す。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

最後の1棟が残っているという状況というのは分かりませんか。なぜ残してあるのか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

業者に直接、電話等で確認を取っておりますが、2棟を壊した後、1棟を壊すという計画というふうに聞いておりますので、残しているというか、順次計画に従って取壊しをしていくというふうに思っております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

火事場が悲惨な状態になっているということで、そこを通る住民の中で、気持ちが悪くなる、食欲がなくなる、そういった感情を持っている方もいらっしゃいます。この1か月の間に体も痩せて心身状態が悪いという方もおります。早急に取り壊していただきたいと思います。また、捜査状況のために取り残してあるというふうなことも聞いております。そういった状況も考えながら、どうか早急に取り壊していただくよう町のほうから要請をしていただきたいと思います。

4番をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

消火器の設置について、一般専用住宅では消火器の設置義務はございません。町及び知多南部消防署では各地区で防災訓練等を実施し、消火器の設置を推奨していますが、設置状況は確認しておりません。一方、町消防団のほとんどの分団では、各御家庭での

初期消火のために消火器は必要という観点から、家庭訪問をし、消火器のあっせんを行っています。

次に、住宅専用火災報知器の設置につきましては、平成18年に消防法が改正され、全ての住宅に設置義務が規定されております。知多南部消防署ではキャンペーン等を実施し、普及指導に努めております。

なお、知多南部消防署管内での設置率は約70%となっております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

さて、消火器の設置義務はない、そして設置状況を把握していないということであります。各家庭に100%になるように努力していただきたいなあと思います。

今回、火元の家にはなかったようです。もしあったなら、あんなに大きな火事にならなかったのではないか、ならなかったはずです。地区の防災訓練で消火器の取扱訓練をよくしますが、いざというとき非常に役に立ちます。

以前、私もお店の中でフライヤーというエビフライとかを揚げる揚げ物器が空だきをしまして燃え出しました、種火から。そのときにも、びっくりしたわけですが、消火器ですぐに消し止めることができました。それがなかったら、きっと店はなくなっていたと思います。そのぐらい消火器、そして初期消火というのは大事なことだと思います。それに、そういった初期消火、消火器の取扱いを住民の皆さんができれば、個々の家で火事があっても、もしかしたらすぐに消えて類焼しなくて済む、そんな気がいたします。

消火器については、まず各家庭に100%設置を先ほども言いましたがお願いしたいと思います。努力をしていただきたいと思います。

先ほど、消防団が家庭訪問をして消火器のあっせんをしていると話されました。消火器のあっせんとは、具体的にどのようなことでしょうか。以前、消火器のあっせんに来たときに、他のホームセンターと比べるとちょっと割高だなあというようなお話を聞いたことがございます。消火器のあっせん、具体的にどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

各御家庭のほうに伺い、消火器は御必要ですかというところでお聞きしているということを知っています。また、以前御購入いただいた方につきましては、期限もございませぬので、更新されませぬかというところでお聞きしているというふうにお聞きしています。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

その際、価格については町のほうで指導があるんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

こちらのほうにつきましては、価格は町のほうから指導しているということにはございませぬ。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

できるだけ地域のホームセンターと同じような価格になるような、そんな感じにしていただきたいと思ひます。

次に、火災警報器ですけれども、これがあれば逃げ遅れを防ぐのに必要なものです。絶対に1軒に1台は必要です。ここのおところ全国的に火事のニュースが多いわけです。

先日も、美浜町でも大きな火事がございませぬ。中には、逃げ遅れて焼死する方もいます。最近の統計では、火災警報器を設置している場合、死者数と損傷床面積は半減をし、損害額は4割減になるということで、拡大リスクが大幅に減少すると言われております。統計では出ております。

そして、知多南部消防署管内での設置率は70%としておりますが、全国的には90%というような公表もされております。このレベルまで町も努力をしていただきたいと思ひ

ますが、どうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

住宅用火災警報器につきましては、寝ていて火事になり、逃げ遅れて命を失わないよう火災警報器をつけるものでございます。消防署の広報、キャンペーンをはじめ、住民の方へさらに周知を図っていくものと考えています。

したがって、現在、補助制度の創設は考えておりません。近隣市町村、特に同じ消防署管内である美浜町の動向も確認いたしまして、今後補助制度が必要になるかどうかということも検証してまいりたいと思います。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今から、私が補助制度を聞こうかと思ったときに、もう既に答弁をしていただきましてありがとうございます。

しかしながら、補助制度を少しでもすれば、住民の関心を持つということだと思います。こういう補助制度がある、じゃあ入れようかという、そういった関心を持ってもらうだけでも、もし火事が起きた場合に早く気がつくということで、命を奪われなくて済むわけでございますので、どうかこの補助制度をやっていただきたいなあと思います。

5番をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

職員の対応マニュアルというものはございませんが、担当職員においては事務文書等の引継ぎにより火災現場での対応については確認をしております。よって、火災時には知多広域消防指令センターから、担当部署の職員への自動音声による電話、役場からのメール配信サービスでの通知がされますので、連絡を受け取った防災危機管理室の職員

は現場へ出向くこととなっております。

また、現場では消防団の出動記録をつけるとともに、消防団員の後方支援や消防署が設置する現場本部において状況把握を行い、消防団長の意思決定支援を行います。住家の火災については区長等と連携し、被災者のケアにも当たります。

今回行ったことを具体的に申し上げますと、焼け出された方への毛布の配布などのケア、国道へ倒壊した建物の瓦礫を片づけるため国道道路管理者への依頼、重機の手配など行いました。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま出火原因と、そして被災の状況、それから現状の置かれている被災者の方々の内容がよく分かりました。

そこで、次に被災者への対応について、今お尋ねをしております。まずは、火災の消火活動支援、その後の確認作業、そして現場の被災者への対応、翌日からの生活支援等がございます。心底困っている住民に対応することはたくさんあるはずですが、その場の消防団、あるいは集まってきた住民への対処、こういったものもあります。その後の流れとか、その後の各課の分担とかいろいろあるとありますが、現在でもある程度の事務文書等の引継ぎがあるようでございます。きちんとした火災時における対応マニュアルがあったほうが職員も惑わなくて済む、冷静に対処できるのではないかと思いますので、ぜひ考えていただきたいが、いま一度検討していただきたいと思いますが、どう思われますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

職員の対応マニュアルは、情報収集する内容、それから連絡伝達する連絡先などを整理することから始まりますが、役場担当職員の手助けになるものを今後考えていきたいと思っております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私は絶対に対応マニュアルが必要、つくるべきだと思います。火事があるたびに、各地域での対応はその時々職員の皆さんの対応がなかなか違っていたり、その人で違っていたりすることが多々あるように思います。スムーズに的確に平等に処理ができるように、こういったものをつくっていただきたいと思います。

今後も、災害見舞金、生活支援金の貸付相談、住む場所の提供、廃棄物の処理問題、各種証明書の交付、相談業務等の案内、瓦礫支援、介護支援等、被災者が町にお願い、そして相談することが非常に多いと思います。火災発生時から、その後の日常生活までの支援の流れをぜひマニュアルでつくっていただきたいと、このように思います。

6番をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

本町では、南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例及び南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則が制定されております。

なお、この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠しているため、災害弔慰金や見舞金は暴風や豪雨等の自然災害により死亡した場合や障害を受けた場合などに支給される規定となっており、火災の場合は対象となっておりません。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ある町では、災害弔慰金及び見舞金に関する条例の中に、火災のときに全焼の場合は15万円、半焼の場合は8万円、その他小規模災害の火災の場合は2万円と条例で決めています。そして、そのほかにも小規模災害救助金支援規定というものがあり、罹災している世帯人数によってプラスアルファを支給しているというところもあります。ほ

かにも、いろいろと調べますと全焼で10万円、半焼で5万円、一部焼失で2万円、あるいは全焼で5万円、半焼で3万円、一部で1万5,000円。そして、八幡市では全焼で10万円、半焼で5万円、そして布団上下、枕というものを家族1人ずつ配るそうです。また、死亡した場合には世帯主には20万円、見舞金には5万円というような、ほかの市町ではそういった見舞金が出ております。本町にないなら、ぜひお願いしたいと思いますが、町は言わば住民に対して親で、住民がその子どものようなものだと思います。そういった災害の際に助けるのは当たり前だと思います。今まで多くの税金を町に納めた方々への還付金のような感じで、ぜひこの見舞金、考えていただきたいと思いますが、どう思われますか。

○議長（石垣菊蔵君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮地利佳君）

ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

南知多町としましても、議員がおっしゃられたようにそういった条例を他の自治体等を参考にしながら検討していきたいと考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしく申し上げます。

また、生活貸付金などを相談する課は、南知多町役場の中にありますか、生活の貸付金などを相談する課というか、場所というか。

○議長（石垣菊蔵君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮地利佳君）

ただいまの再質問についてお答えいたします。

貸付けについての制度等はございませんので、町としては対応する課はないというふうに考えております。町の社会福祉協議会のほうで、火事等の場合の貸付けを行うかどうか、ちょっと可能性は分からないんですが、相談していただくことは可能かと考えております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。

7番をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－7につきまして答弁させていただきます。

火災により被災した家屋や家財の処理につきましては、自ら居住する用途の住宅または店舗等併用住宅であれば、居住部分を対象に知多南部衛生組合に搬入したときに必要となるごみ処理手数料を減免しております。

なお、取壊しにかかる費用や知多南部衛生組合で受入れできない廃棄物処理に対する助成は今のところ考えておりません。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

家屋の取壊しにはとりわけ、取壊し代、あるいは廃棄物の処理、土地の整地等、費用がかかります。聞くところによりますと、1軒数百万円かかるということでございます。大変な金額でございますが、これを少しでも補うように、そういった瓦礫の処理をお願いしたいと思います。今少ししていただけると言われましたが、例えば現金にすると幾らぐらいの減免をしていただけるのでしょうか。分かりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの榎戸議員の再質問でございますが、廃棄物の処理に係る手数料は、現在10キロ当たり100円でございます。それを居住用部分につきましては減免させていただいているわけですが、家屋によって、多いところだと何十トン出るところと、もう少し少ないところがありますので、金額で幾らというのはなかなか申し上げられませんが、10キロ当たり100円でございますので1トン1万円、10トンだと10万円という形になります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしくお願いたしたいと思います。

今のは家屋だけということですがけれども、今回、店舗ということですが、店舗でもそういったものは考えていただけるのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

事業系の部分につきましては、近隣の市町にも確認しておりますが減免しておるところがございませんので、今のところは考えてはおりません。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

すみませんけど、考えていただきたいと思います。

8番をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

今回の消火活動では、付近の5か所の消火栓及び海水を利用し、火災現場を包囲しております。近くの消火栓からは2本ほど、一番遠くの消火栓からは4本ほどのホースをつなぎ消火を行いました。水圧等も十分ございました。このことから、今回の火災現場では防火水槽によらなくても、これらの水利により十分に火災を包囲し、消火活動が行えたと考えております。

防火水槽は、長時間の消火活動においては補水が必要となることから、今回の火災では間近の消火栓を有効に使って消火活動ができたと考えております。大井地区における

消火栓や防火水槽の配置は、長年の整備により適正に配置されており、消火活動には十分に対応できるとも考えてございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

現在、消火栓は何か所、大井地区にございますか。それと防火水槽は何か所ありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの質問について答弁させていただきます。

大井地区には、現在消火栓は83か所ございます。また、防火水槽につきましては5か所ございます。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井地区にはそれで十分と考えていると町のほうでは思っていると思いますが、消火栓設置基準というのがあるそうですけれども、それをクリアしておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

消火栓につきましては、住宅市街地、大井の密集地であれば、直線距離ではおよそ50メートルから60メートルの間隔で消火栓の配置がございますので、先ほど総務部長のほうからも答弁がありましたが、消火栓の配置については十分に配置されておるといふことで考えております。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほどの答弁の中で、消火栓の配置は長年の整備により適正に配置しておりというような言葉がございました。言われるとおり、長年、大井地区では町長もおりました、助役、いわゆる副町長もおりました、数人。多いときには四、五人、町会議員もおりました。そんな中で、先人の方々が安心・安全なまちづくりをしていただいて、ほかの地域よりもひよっとしたら多いかもしれません。

しかしながら、それは市街地の中であって、現在、そういう時代は過ぎて、今現在になりますと、新興地もございます。西園、そして西田面、五郎ヶ奥の上部、また鳶ヶ崎、聖崎、そういったところはいま一度検討していただきたいと思いますが、まだそこら辺は整備をされていないと思いますが、検討していただけますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

消火栓の配置、整備につきましては、現在のところ消防署、あるいは消防団からも要請はございません。今のところ、その地域も全てを満たすというふうには言い切れませんが、必要な数の消火栓は設置されておりますので大丈夫と考えております。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

次に、火事が夜間であったために、消火栓のある場所がなかなか分かりにくかったと聞いております。夜間でも分かりやすくなるように蛍光塗料を塗るとか、何か光るようなもので分かりやすくしていただきたいと思いますが、それはどうですか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

消火栓が夜間見にくいということで探しにくいということですが、消火栓に今かぶせている缶の管理につきましては消防団にて行っていただいております。暗がりや夜間に

すぐ見つけることはできないような消火栓については、例えば反射テープなど夜間もよく目立つようにすることについて、消防団とどのような方法があるか、ちょっと思案してみたいと考えております。

(11番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

お願いします。

そして、各地区の消防団員は消火栓の位置を把握しているのでしょうか。その年の団員が変わってしまうと、次の年の団員が知らないかもしれません。そういった意味で、各地区の消火栓の位置をマップに表して、それを詰所に置いておいて、または消防車に携帯をしていったら、消火栓の位置がすぐに分かって、すぐに消火に入れるというような気がいたしますが、こちらのほうも検討をしていただきたいと思います。

それから、以前、消火栓についてですけれども、大井区で町にお願いをいたしました、五郎ヶ奥の上部のほうに消火栓の圧が少ないのではないかということで、そこら辺の消火栓の圧、五郎ヶ奥のマンションの一番上まで消火ができるような圧があるのか検討していただいて、そして水利は五郎ヶ奥の池を深く掘って防火水槽の代わりにしていただく、そういった要望をさせていただきました。

その際に、それで今現在、大変すばらしい池、五郎ヶ池を整備していただきました。フェンスも張っていただいて、周りもコンクリートでしていただきまして、やっていたいただきました。

1つ聞きたいのは、五郎ヶ奥の一番上のマンションの最上階まで消火ができるような消火栓の水圧が現在ありますかということです。

ちょっと質問がそれてしまいましたけど、議長さん、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

マンションの屋上までという質問ですか。

○11番（榎戸陵友君）

はい。

○議長（石垣菊蔵君）

答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

すみません、五郎ヶ奥の一番上のほうの消火栓の水圧が末端でどのくらいか、ちょっと把握しておりませんので、マンションの上まで届くかというのは少し宿題ということで、今後検討させていただきたいと思います。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

以前、ちょっとお願いしてありましたけど、またお願いしておきます。

9番、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－9につきまして答弁させていただきます。

現在、大井地区や消防団、消防署からは防火水槽の新設要望はございません。質問の1－8で答弁したとおり、大井地区の消防水利は足りておりますので、現時点で防火水槽を整備する計画は考えてございません。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井区、そして消防団からの防火水槽の新設要望はないと、このように言われました。それで水利は本当に足りているんでしょうか。これは誰の考えかとちょっと疑問視するわけですが、火事が起こってみなければ分からないことだと思います。

今回の火事では、5か所の消火栓など水利があったといいますが、大井区のどの地区、どの場所でもそれだけあるのか、満足できる水利があるのか、どこか不安がないか、この火事によって新たにそういったものを見直さなければならないと思っております。

現在の防火水槽は、防火貯水槽、地震があった場合には飲み水としてできるような防火貯水槽にも代わるようなものもあると聞いております。現在、建設しております知多

広域環境センターですかね、ゆめくりん、その中の大人のプールの水もいざというときには、ろ過をして飲料水として使えるというようなものだと思います。

そういった設備があれば、防火水槽を造ってみる価値はあると思いますけれども、それで、できましたら新興住宅である西園地区、そこに今、調整池というのがございます。いつ見ても空っぽの池でございますが、その辺に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

西園調整池につきましては、まず大雨などが降ったときに洪水調節ができるようになっていまして、その敷地部分しかありません。ですから、ふだんは空にされていて、それで雨が降ったときに水をためるような施設になっておりますので、貯水槽という形には、それで土地を使うことはできないです。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大変残念に思いますが、その場所以外にも検討をしていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、新設要望はないから計画を考えていないと言いました。しかし、今回の大きな火事の被害によって、大井区でも新たに消火水利について考えて、見直す動きがございます。そのときには、ぜひ消火栓、そして防火水槽等の消火を満たす水利の建築に向けて増設をお願いしてもらいたいと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今回、大井のまちで大きな火災が発生しました。幸いにも死傷者はありませんでしたが、4軒の家屋が全焼し、被災者の中には何もなくなってしまった方もいらっしゃいます。とても悲しく、つらいと思ひます。諦め切れないと考えます。

そこで、まずは火事を最小限に抑える初期消火のための消火器と消火栓について、そして次に対応マニュアル、助成金など町の対応・対処の仕方について、またどこで火事が起きてても満足のいく水利のための消火栓、防火水槽の整備について、これをきょう一

般質問させていただきました。

今後、冬を迎え、火を取り扱う機会も大変多くなります。住民の皆様は火事には十分気をつけていただきたいと思います。そして、もし火事になった場合、すぐ消火器を持って最小限の被害にとどめ、命を守っていただきたいと思います。

大井のまちはもとより、南知多町、私たちのまちが火事のない平和のまちであることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 11時18分 〕

〔 再開 11時30分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

こんにちは。

日本共産党は原発をなくし、CO₂の化石燃料からの撤退を大いに推奨しております。そのためにも太陽光発電の推奨、再生可能エネルギーの推奨が大いにやるべきであるという立場からしております。しかし、現在の内海地区に見られる法令無視、そして住民説明のない乱開発は大問題であると考えております。この問題について、町当局の皆さんと一緒にどうしたらいいかこの議会の中で問うていきたいと、このように思います。

それでは、読ませていただき、そのまま質問に入っていきたいと思っております。

自然環境に配慮した太陽光発電設備の設置の条件は、本町の太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン、以下、ガイドラインと申します。県や国の法令が明確にしております。しかし、10月下旬、内海字道根・道入付近の発電設備事業で、愛知県自然公園条例、そして森林法も遵守せず自然破壊を強行する事例があり、県の環境保全課は、また町も工事をストップさせました。この事業者への対応と今後増えると予想される太

太陽光発電設備導入計画に対して、町としてのあるべき措置と姿勢をまず問います。

大項目1. 1番目、10月下旬頃から法令を無視して違法伐採をした事業者に対して原状回復命令等の厳しい措置が必要と考える。町としては、違法伐採にどのような指導、ペナルティーを実施するのか、また実施をしたのか。

2番目、違法伐採工事としてストップさせた内海樫木交差点、字道根・道入付近の太陽光発電設備工事の届けは、1セットは9.9キロワット発電のパネルだが、全体では70枚で25セットを配置する事業届となっている。1セット、コンディショナーは9.9キロワットだが、全体で25セットならば約250キロワットの発電になる予想です。

しかし、産業振興課から出された資料を見てみますと、3セット分の25.2キロワット発電の報告となっております。それでも、南知多町のガイドラインにある全体では10キロワットをはるかに超えております。明らかに自家発電の目的ではなく、売電目的と思われる脱法的なごまかし計画とは考えていなかったのか。

3番目、道根工事が一応ストップしました。大きな重機を使うときには、必ず7日前に特定建設工事届を出さなければなりません。しかし11月12日頃から特定建設工事届が無届けのまま、それを出さないうちに突然、口鈴ヶ谷付近の違法工事が始まりました。町としてはこの条例違反を、またどのように業者を指導したのか。

4番目、本町の自然破壊を監視するためにも、10キロワット未満設備でも自家消費を主な目的とするものでなければ、ガイドライン第6条に見られる届出書を提出させ、町として工事確認ができるようにガイドラインの見直しや運用を変更する必要があると考えるがどうか。

5番目、自然に配慮する太陽光発電設備計画にするために、ガイドラインではなく、今後は適正な太陽光発電設備条例を制定し、発電設備工事への様々な抜け穴を防ぎ、監視していく必要があると考えるが、どうか。

6番目、今後の太陽光発電設備計画の土地選定に当たっては、町として、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮するとともに、反射光などによる地域住民の住環境への影響がないようにすることが必要である。

今回のこのような本町の山などをいたずらに削る太陽光発電設備計画は、町として十分なチェックが必要であります。そのためには、あらかじめ町として、町内の土地の中で景観等に配慮した適正な設置場所計画のゾーニング、区分けをして業者にガイドライ

ン、条例等で指導、命令していくことが必要と考えるがどうか。

7番目、太陽光発電設備への固定資産税等の適切な徴収はどのようにされているか。今後、不正な行為が発覚した場合にどのように対応するつもりか。

8番目、今後の太陽光発電設備に関わる伐採届は、ほかの地域でも多く提出されております。森林法違反等の工事の実態を明らかになったときには、どのような対応を町は実施していくつもりか。

大項目2. 要介護認定者の控除拡大をという点で質問します。

障害者手帳の所持に関わらず、要介護認定者を町長が税法上の障害者として認めれば、障害者控除対象者認定書を町が発行して障害者控除を受けることができます。多くの市町村が要介護認定者を障害者等に準ずるとし、税法上の障害者控除の対象としております。自治体キャラバンの資料によれば、全県で原則要支援または要介護1以上を発行条件としている自治体は、2019年に43市町村で80%になっております。また、要介護者に自動的に障害者認定書を送付している自治体は28市町村になっております。

武豊町では、介護1以上は実人数が944人です。1,416枚発行しております。つまり要支援対象者まで発行していることとなります。また、2020年に認定書を武豊町から自動送付しているのは1,377件です。

一方、本町では、介護1以上は745人いるのに、認定書の発行枚数は僅か92枚しかありません。ようやく前年度認定者には自動的に送るようになっておりますが、新規は窓口申請しないと認定されない仕組みとなっております。不十分です。町長の判断と決断で要介護者の経済的負担を少なくすることができます。本町も武豊町も主治医の意見で判断しているのは変わりません。本町が県内の多くの自治体と同じ扱いの適用をすることを求めて質問します。

1番目、おおむね要介護1以上の方を障害者控除対象者認定書の発行の対象としていくことが必要と思うが、いかがか。

2番目、本町も他市町に学び、全ての要介護認定者に障害者控除対象者認定書または障害者控除対象者認定申請書を自動的に個別送付し、要介護者の生活を助けることが必要と思うがどうでしょうか。

再質問については自席で行います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1-1、1-8につきましては、私、建設経済部長から、1-2から1-6は厚生部長から、1-7は総務部長から答弁させていただきます。

まず、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

内海檜木交差点南西側、字道根・道入地区で計画されている太陽光発電設備設置計画に当たっては、南知多町が所管する森林法において、伐採及び伐採後の造林の届出、いわゆる伐採届が必要になります。

無届けの伐採行為にどのような指導、ペナルティー、罰則を実施するのかでございませうか、無届けにより伐採した事業所に対しましては、林野庁が示す事務処理マニュアルにより、伐採届にてんまつ書を添えて提出すること。また、伐採届を提出するまでの期間は、伐採作業を中断するよう指導いたしました。

ペナルティー、罰則につきましては、事業者は町の指導に従い、速やかに伐採作業を中断し、また伐採届についても、指導に従い、翌日提出されたことから、今回の字道根・道入地区における無届けの伐採行為の件につきましては、指導のみの対応としております。

仮に指導等に従わなかった場合等につきましては、森林法に基づく罰則及び太陽光施設設置への転用がなされないで放置された場合は、造林の命令について検討することとなります。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございました。

とにかくストップさせたと、そういうことで、それは11月4日でした。しかし、11月5日の日に業者が伐採届を町に対して出しました。しかし、この業者は、じゃあいつ、またこの道根・道入付近の工事を開始したかということ11月29日です。

いわゆる森林法の伐採届については、30日という期限が必要ですよということを町のホームページにこのように出しております。町のホームページによって90日前から30日前、この間に出しなさいよと、それまでは工事ができませんよということですよ。

しかし、今回、始末書、てんまつ書を出させたからといって、30日が過ぎていないのに道根・道入工事が始まっております。これはやはり違法工事じゃないですか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの質問につきまして、30日を経過しないで伐採をした行為については、違法行為ではないかという質問に対してお答えいたします。

森林法や伐採及び伐採後の造林の届出の制度に関する市町村事務処理マニュアルなど、関係法令並びに県等に相談し精査しましたが、届出の30日の期間を理由として伐採の中断を命じ、30日経過しないと伐採できないという根拠法令の条文がなく、今回のケースにおいては、伐採を中断させる強制力はないものと判断しております。

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員に申し上げます。番号と名前を言って議長と言ってください。

（6番議員挙手）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今のような対応の仕方は、やはり南知多町のホームページに書いてあるとおり、伐採及び伐採後の造林の届出の提出は100万円以下の罰金、森林法の208条です。そして、その後の森林の状況報告については、やらない場合については30万円以下の罰金になります。やはり厳密にこれは解釈して私はやるべきだというふうに思います。

もう一つ質問をします。

この伐採届には必ず造林計画と一緒に出すことになっております。今、剥げ剥げになっている南知多町の道根・道入付近、奥遠廻間のところですが、あそこも森林保護という観点は森林法の中にあるんですね。だから、切るときに、要するに全ての皆伐なのか、それとも間伐なのか、それともいわゆるちょっとした伐採なのか。そういう形で選ぶことができます。この業者は全てを伐採するというふうな形での届けになっていて、そしてなおかつ造林計画は出してあるんでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

質問に対してお答えさせていただきます。

今回のケースにおきましては、転用目的の皆伐、いわゆる全部伐採をして、その後、植林をしないものとして計画されておりますので、今回につきましては、南知多町地域森林整備計画に適合しているため、造林の届出は必要ないと判断いたしました。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

森林法には、やはり山を保護するために造林のための計画をなささいよということが基本ですよ。そうすると、あの今の山は、全く裸の山で、いつ水が流れ落ちて崩れてくるか分からないような山になっております。あれを放置するということですか、南知多町も。何らかの形でのきちっとした植林というか、そういうものについての指導がやっぱり要るのではないですか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの質問につきまして御説明いたします。

南知多町森林地域計画に適合しているかいないかという形で、防災の観点から残すべきか残さないべきかという観点からいきまして、今回の樹齢であったり、面積であったりという観点から災害は起こらないという判断をいたしまして、皆伐という形で判断させていただきました。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

その判断は正しかったんでしょうか。

ちょっとこれ以上この問題について追及するのはやめます。

じゃあ2番、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

道根・道入付近に太陽光発電設備を設置するとして出された届出は、太陽光発電設備工事の届出ではなく、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書であり、この届出書に参考図面として添付された太陽光パネルの設置計画図面には、1か所につき太陽光パネルを70枚設置し、その発電能力は25.2キロワットで9.9キロワットのパワーコンディショナーを設置するというものであります。

当初計画の相談時には、1筆ごとに1セット70枚のパネルで発電能力が25.2キロワットであるものに9.9キロワットのパワーコンディショナーを設置し、10キロ未満とする計画となっております。

また、隣接する発電事業者も異なり、農業を行うための散水設備や照明、ビニールハウスの空調設備等に電力を使用する計画であると聞いていたため、中部経済産業局に確認、助言等をもらいながら検討し、ガイドラインの届出は必要ないと判断しておりました。

しかし、道根・道入付近の南側にある奥遠廻間地区の変更計画図面を確認したところ、国の認定では1事業者が1筆ごとに1セット設置する計画であるところに、複数の事業者が設置する計画となっているため、計画の認定を行う所管である中部経済産業局エネルギー対策課に確認したところ、認定情報の地番と実際に設置する地番が違う場合は指導の対象となるとのことであり、後日、中部経済産業局より事業者へ、現在、認定済みになっている太陽光発電事業については、認定地番と違う地番に設置した場合は、事後の移設は認めていないので、認定取消しにすると指導をしております。

今後も中部経済産業局と連携を取りながら指導に当たっていきたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

現在の道根・道入付近、そして奥遠廻間付近については、もう既に私は売っていないと、売るつもりもないという方が複数おられます。しかし、その確認もせずに現在工事が今日も進められております。

そして、町としては、この9.9キロワット未満の太陽光発電の計画が、やはりこれは

売電目的であって、明らかな脱法的な行為ではなかったのかというふうな認識は、当時としては考えていなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

内田議員の御質問に対し答弁させていただきます。

先ほど部長からの答弁にもございましたように、計画の相談時に中部経済産業局のほうに確認をしたり相談をさせていただいております。当然、同一事業者が隣接した土地に設置する場合は一体としてみなして、9.9キロが2か所なら2か所を足して届出が必要となるんですが、今回の場合は事業者と個人申請ですね。いわゆる個人の申請で隣り合わないように申請がされておるということで、中部経済産業局にも何度も確認させていただきましたが、それは別事業としてみなすということで国の認定が下りておりますので、町としてもやむを得ないという判断で、ガイドラインにつきましては、届出が不要ということで判断をしております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

分かりました。

これは、国もやはり9.9キロワット以下の太陽光発電に係る法律の無整備と。本当に今メガソーラーに関するかなりの法律が整備をされているわけですけど、環境アセスメントの関係で。しかし、こういう9.9キロワットを複数の数珠つなぎにして、そして規制を逃れるというやり方が本当に広がってきております。

だから、この問題について、やっぱりきちとした形での対応を町側としてもやっていかないと、いや、国の法律がこうだからこうですよというんでは駄目だと思うんですね。なので、今後きちとした対応を、これに対しても南知多町として対応するという意思はありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいま御質問についてお答えさせていただきます。

今回の件につきましては、現在、町の太陽光のガイドラインについて一部抜け穴と申しますか、そういうものがあると考えておりますので、今後、ガイドラインの変更をして、10キロ未満のものも、例えば一定のものは出させるようにするであるとか、そういう検討をしていきたいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

やはり一緒に考えていくという立場で議論したいと思っております。

もう一点、奥遠廻間の計画ですが、私も産業振興課からちょっとお聞きしたところ、これはさらに250キロワットじゃなくて、44パネル、9.9がですね。約400キロワットになるということは奥遠廻間のほうは把握しておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

先ほど部長の答弁からもありましたとおり、変更後の図面を確認させていただいて、当初の計画は1筆に対して1か所、9.9キロワットの設置という計画であったのが、変更図面を見ますと、この9.9キロワット約80枚が1か所にパネルが連続して並ぶ計画となっておりますため、中部経済産業局のほうに確認をして、もしそれが違う地番に設置する計画であったものがそこへ移動したのであれば指導の対象になるということで、中部経済産業局のほうに指導のお願いをして指導をしていただいております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

もともと奥遠廻間は1ヘクタール以上の計画書を出してきたんですね。それで、産業振興課が相談をしながら調整したところを、最後は7,787.62平米、約0.78ヘクタールの

ものに修正をしてきたんですよ、伐採届で。この場所については、約5人の申請者が複数数珠つなぎに申請をしているというやり方になっているんですね。やはりこの申請の仕方について、町としても、私たちとしても、脱法的なやり方については、何とかしてこれを学んで対応していかなきゃいけないと思うんです。

特に全体としては、ひょっとして1ヘクタールを超えるような、今、山を崩しています。1ヘクタールを超えるようなことを目視で確認できるならば、違法工事として、これは認定を取り消すと、そういうふうな立場はありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

そういった脱法行為に当たるか当たらないかはちょっと分からんところはあるんですけど、そういった件につきましては、事実確認や証拠などを示す必要があります。そういったことにつきましては、当然、県及び弁護士等に相談いたしまして対応をしていきたいと考えております。以上です。

○6番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁をさせていただきます。

今回、騒音、振動に係る特定建設作業実施届出書の対象となった土地につきましては、県民の生活環境の保全等に関する条例により提出が必要であると考え、業者に速やかに届出書の提出をするように指示をいたしました。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

道根・道入の工事がストップしたら、突然、この業者、口鈴ヶ谷という内海でミカン狩りをやる場所があると思うんですが、そこの近くの山を切り始めたんですね。そのときの工事が、いわゆる特定建設工事、重機を使いますので、7日前にこれは報告する

べき義務があるにもかかわらず、これはほとんど直前の1日か2日前に関係課に出して、そしてやり始めているという事実があります。

これも明らかに県と連絡をされて、おかしい工事だということも含めて、ここは砂防地域に入っているんですね。砂防地域に入っているならば、あらかじめ県と相談をして許可行為が要ります。その許可行為を取らず、そして砂防地域における2メートル以上の掘削、そして1,000平米以上の開墾が実際にやられていて、県がストップしました、ここでも。

私も県の建設事務所の維持管理課のほうに電話しまして、そうしたら、その方が来ていただいて、そして現場で一緒にやめてくださいと。ここは砂防地域ですからストップしてくださいと言われました。だから、今、口鈴ヶ谷はストップしておりますが、しかし、業者は知らん顔ですね。もう既にくいが打ち込んであるし、あとはもう既にパネルを並べるだけと、そんな実態になっています。本当にここはまさに大変です。

一緒に行った建設課の方は、この違法工事について特に排水の問題を聞きました。係長さんか誰かだと思えますけど、行政に対して排水計画はどうなっていますかと。そうしたら全く答えないと。ひょっとして南知多町の排水機場のほうへ流すんじゃないかと、そのようなことを言っているんですね。なので、この排水計画については、その業者にお聞きしましたか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員の御質問、排水計画につきまして答弁させていただきます。

現場で私も御一緒させていただきました。業者のほうには、当然砂防法の違反の疑いがあるということで現場調査をしたわけなんですけど、砂防法にのっとってでも違反行為に当たりますと、そういった排水の計画を当然提出させ、審査をするといったことになっております。

また、その場で私どもから排水計画の提出を求めるといようなことをしましたが、万が一、町の排水を利用するのであれば、私どもにも排水をチェックするといった義務がございますので、排水の計画をまずは提出してほしいと、どちらに排水をさせるのか。こういったことが分かってない中に今おります。ということで、引き続き指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○6番（内田 保君）

ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

ここで暫時休憩いたします。再開は13時からといたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしく願いをいたします。

〔 休憩 12時00分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

1－4の答弁からお願いいたします。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4、1－5につきましては、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

今回の事案につきましては、発電出力が10キロワット未満であって、農業を行うための散水設備や照明、ビニールハウスの空調設備等に電力を使用するため、自家消費を主な目的とするとしてガイドラインの届出は必要ないと判断しました。もちろんそういった設備を設置しない場合には、設置事業の届出が必要であることを事業者には伝えてあります。

しかし、ガイドライン策定時に発電出力が10キロワット未満であって、自家消費を主な目的とするものとして町が想定していたのは、住宅や事業所の屋根に設置するものであり、今回の事案については想定しておらず、ガイドラインでは届出の対象とならないため、確認ができないことについては改善の必要があると考えております。

したがって、今後、こういった事案の場合には、設置事業の届出が必要となるよう、先ほど質問1－2の再質問において環境課長が答弁しましたが、ガイドラインの見直しを検討していきたいと考えております。

また、ガイドラインの見直しを行うことで発電設備工事の抜け穴を防ぐことができると考えておりますので、今のところ太陽光についての条例制定は考えておりません。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今、ガイドラインの見直しについては考えているというお答えでした。それで、1つ確認と提案です。

ガイドラインでは、6条の2のところ、50キロワット以上になりますけれど、このような提出物があります。今回の事例の一つの欠陥的なことは、要するに10キロワット未満ということの事業者の、いわゆる姑息なやり方を利用した形で、行政の環境課や産業振興課がその情報を細かく全体像をつかむことができなかつた。そのための的確な指導だとか監督が一定程度おろそかになったというがあると思います。

それで、今、行政の方が言われたように、今回のガイドラインの見直しについては、10キロワットは外す、自家消費も外す、全て太陽光の計画があったならば、この6条の2項、具体的にいいますと位置図、発電設備設計図、法人の登記事項証明書、公図の写し、土地利用計画の平面図、土地利用計画縦断図、土地利用計画横断図、排水計画平面図、排水構造図、近隣関係者及び行政区への事業説明結果報告書、ガイドラインにあります、これ6条に、これを出させると、基本的には。ちょっと事業者に対してはお手数をかけるかもしれないけれど、これがあれば、どこでどういう計画が今動いているかということが南知多町はつかむことができます。なので、このような形でのガイドラインに変えていくことが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁をさせていただきます。

内田議員が提案していただきました内容は、現在のガイドラインでいいますと50キロワット以上の事業者に対して行うものでありまして、50キロワット未満の方に対しては、簡単な方法ということで排水計画図等の添付が省略となっております。

ですので、この辺は事業者の負担等もまた考慮して検討していかなければいけないこととありますので、最初に提案されました10キロワット未満を外すという件につきましては、例えば住宅及び事業所の屋根に載せるもの以外は全てですとか、そういうふうな

改正の検討をしております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ぜひとも今回の指導の漏れというか、そういうところを教訓として、まずは計画書はより詳しく丁寧に提出させると。それが南知多町のスタンスですと。今後、このような、いわゆる違法伐採のようなことは許しませんよという態度を示す上でも、ガイドラインはやや厳しくしたほうが私はいいと思いますので、よろしくをお願いします。

条例についてもしっかりと本来は策定をし、そして条例違反で罰則規定を設けて取り締まっていくと。こういうことが私は将来的には必要だと思いますので、取りあえずはまずガイドラインをしっかりと見直していただきたいと、このように思います。よろしくお願いたします。

次をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－6 につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃる土砂災害の防止、土砂流出の防止等への配慮等につきましては、現行の町のガイドラインにおきましても、設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項として第 4 条に示しております。

また、国の事業計画策定ガイドラインにおきましても、土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続の解説等において同様に配慮すべき事項が記載されております。

景観等に配慮した適正な設置場所のゾーニングにつきましては、適正な設置場所を個別具体的に決めるのは困難なため、ガイドラインにおいては、自然公園法の規定に基づき指定された特別地域等を設置の自粛を求めることのできる区域として、第 5 条において、事業者に対して設置の自粛を求めることができるとして示しております。

今後は他市町の条例、ガイドラインなどを参考に地滑り等防止法など、他法令等で規制のある区域について、第 5 条の自粛を求めることができる区域に追加するよう検討を進め、より充実したものにしていきたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

今、ゾーニングの問題でありますけど、これは確かに難しい問題です。

まず1つは、内海地区で心配していることは、これは多くの方から私も聞いたんですけど、いわゆる内海地区の楠、名切、そして内福寺、以前に49年から50年にかけて大雨が降ったときに、物すごい勢いで内海高校の側から水が流れてきて、そして自宅まで水が入ってきたと。今回、道根・道入の山切りだとか、口鈴ヶ谷も山を切ってしまいました。その状態だと、ひょっとしてまだ今は大雨は降っておりませんが、たくさんの排水の流れが変わってくるかもしれないと、こういうふうには思っております。

それで、今までの流れの問題として、住民の安心・安全の防災対策の観点から強化する上で、工事全体の排水対策は、明確にガイドライン等で示してゾーニングをしていくということが必要というふうに思いますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

先ほどの答弁でも申し上げましたように、今後はガイドラインの見直しを行っていくに当たり、他方でいろんな法律だとか、そういったものを考えまして、ガイドラインの見直しを進めていきたいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

特にその中でも排水対策についての重点を少し考えてほしいという趣旨なんですが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

土砂災害や浸水被害の危険性の高い区域、そちらをどうするかということにつきまして

ては、当然、排水計画の提示を求めることが重要であると考えております。特に流域治水の観点から、大規模な開発行為を伴うものについては、河川管理者などと連携いたしまして、河川流域などへの影響を精査する必要があると考えております。

そういった観点からも、区域の制限、排水処理について、先ほど厚生部長が言いましたとおり、当然ガイドライン等にうたう検討をしていくべきだと考えております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

そしてもう一つ、一番簡単などこの地域でもゾーニングしているところですが、この南知多町においては、まずはヨーロッパ等で進めている建物の屋根、公的施設の屋上等を優先して、そして平らなところで耕作放棄地になっている場所、そういうことをあらかじめ区分けをして、太陽光を設置していくと。もちろん太陽光はこれから増やしていかなきゃいけないと私は思います。しかし、増やし方の問題としては、山崩しは当然嚴重注意です。なので、そういう点のゾーニングを考えていってもいいんじゃないかという提案なんですけど、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

そういうゾーニングの具体的にやる方法は僕はないと思っています。ある方法としては景観条例を検討する中で、どういうふうな形で我々の町の景観を守っていくかと。例えば、耕作放棄地の解消は農地として、あるいは有効利用するための施策として考えるべきであって、太陽光をここでやってくれなんていうことはできません。

もともとこの問題は非常に難しい問題がありまして、議員がおっしゃるように太陽光は進めなくてはならないという大義がございます。それは国が決めたものでありまして、実際はもう何年も前からこういう問題があるということを指摘しているのにもかかわらず、ガイドラインという方法しか我々に武器を与えてくれてはおりません。条例ですらお願いをする以外ないわけでありまして。

そうはいつでも、今御指摘いただきました水の問題、これにつきましても、全ての太

陽光がこうではありませんので。

内海の例を言いますと、現在、どういう方法でどういうふうな伐採がどこまでされておるか。個々の伐採届が出てないとか、特定建設工事届が出てないとか、それは根本的な解決になりません。私たちが今やらなくてはならないのは、まず生活の安全のためには、あの地域は水でございます。これを何とか今の業者さんと、一番いいのは話合いでやりますというのを求めますが、今までの態度から見るとなかなかそれもきついかなど。また、それが、しなくてはならない義務を彼らは負ってこの事業をやっておるわけではありません。その中で、自己的に我々が彼らにそういう要望をできる方法は何か、それを今、早急に現場を歩きながら方法を見つけているところでございます。

少なくとも我々がお願いをする前提としましては、最低限正しい情報を我々がつかんでいないとお願いすることもできません。

今、いろいろとお答えさせていただきましたけれども、この問題は我々がどういう町をつくるかに直結してまいります。景観条例の中で「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」と。今回の第7次総合計画がございしますが、議員もおっしゃっています。みんなでこれをどう乗り越えていくか、そういうふうにしていく必要があるかなと思いつつ、今対策を練っているところでございます。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

だから、とにかくやれるところは自宅の上、そして公的な施設の上ですね。そこに設置していくというのが多くの自治体がやっていることですので、それは太陽光を進めていく上では、一定程度のやり方かなというふうに思います。また、考えてください。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問 1－7 につきまして答弁させていただきます。

固定資産税を課税するに当たり、償却資産につきましては、事業者からの償却資産の

申告により太陽光発電施設設備を把握し、課税しております。また、土地につきましては、町の太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインに基づき、事業者から提出される設置届出書や設置事業完了報告書、国の資源エネルギー庁がウェブサイトで公表している再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報、農業委員会への農地転用に係る情報などを参考に現況調査することにより、太陽光発電施設設備用地を把握し、課税しております。

議員が言われる不正な行為が発覚した場合とは、どのようなことか分かりませんが、償却資産につきましては、税務署で減価償却資産を調査し、償却資産の申告をした資産と照合し、申告漏れがあった場合、または未申告であった場合、申告するように通知し、申告をしていただいた上で追加課税しております。

なお、土地につきましては、現況調査により課税しておりますので、問題ないと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

適正な課税をやっていただければいいと思います。税務課のほうでも聞いたところ、適宜現地調査をしながら調べていると。自分たちも現場に入ってやっているときもあるんだということをお聞きしております。

ただ、問題はこの業者、サカキを植えてパネルを高くして、そして太陽光をやっておる、下はサカキを植えている、だからここは農地だと。実際には、要するに農業用地としての固定資産税しか払わないと、こういうふうな形でのやり方をしているんじゃないかということが予想されます。

道根・道入で税務課のほうへ私がお聞きしたところ、田んぼが大体70円から80円です。しかし、あそこを雑種地に変えれば約1,700円ですね。だから、ひょっとしてエコバンクの業者は、そのままの違法な農地扱いにして、そして固定資産税は安くすると、このような形もひょっとしてあるかもしれないと思ひまして、そういう懸念を申し上げたわけでございます。なので、適正な固定資産税に対するチェックをぜひともよろしくお願いしたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

必要な手続を行わずに伐採が行われた場合における町の今後の対応につきましては、まず現地確認を速やかに行い、必要に応じて県などの関係機関と協議の上、関係法令等に基づき適正に対応していきたいと考えております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

現在、内海の檜木交差点辺りは、口鈴ヶ谷、道根・道入、奥遠廻間、そしてこちらのほうの瀬木田という地域があります。そして野田口という地域もあります。産業振興課にお聞きしますと、既に伐採届が出されていると。

ただ、野田口のほうについては、あそこは砂防法に係るような部分、それから危険崖区域にも係るような地域に県のほうではなったようです。私がエコバンクの社長と話をしております。話の中で、この1月24日ぐらいまでに瀬木田まではやりたいんだと、こういうふうなことを言っているわけですよ。そうしなきゃ3,000万円ぐらいの損害が出ると。あんたたち勝手に止めているけど、県の課の方も来たときですね。それから、南知多町の産業振興課や建設課の方も見えました。そのときに大きな口をたたくんですよ。要するに、こういうふうな形でもし1月24日までに事業がやれなかったら裁判を起こすぞと、損害賠償だと、そうやって開き直っているんですね。

そういうような業者を今相手にしているということを、直近の問題としては考えなきゃいけないと思います。なので、取りあえず今の現状の3つの地域で山崩しが行われている実態については、やはり厳しく業者と対峙してやっていくことが必要だというふうに思います。ある面では罰金も科すような前提で措置していく。まさに南知多町のホームページにあるように、罰金も100万円ですよと、もし法令違反をした場合にはというふうな形のやつがあるわけですから、そういう形で厳重な態度で臨むということで、町長、よろしいですか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

予断を持ってここで発言しないほうがいいかなと思っております。

その会社は、きちんと法令に遵守して申請をしているわけでございます。しかも農業所得が半分以上ある農業の会社として登録もきちんとされていますね。ですから、普通に農家の方が、サカキとは言いません。農産物でも光が要らないものもできます。それはもともと農地の課税になりますね。

とにかくこの場合は議会でございますので、正しい事実に基づいて、対策はきちんと取ると。取れるもの取っていくということは先ほどお答えさせていただきました。

およそ皆さんの生活を安全に守るという責任の下で取れるだけは取りますが、それに対して不足だったら私はその罰を受ける必要がありますが、限界があるということは議員が一番御存じだと思います。それを乗り越えていくためには、町民の力を借りてこの町をどうしていくんだと。それをちょっと遅れて本当に申し訳ないですが、スタートをしていかなきゃいかんということを痛感する今現実に置かれておるということをお伝えします。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

今日は行政当局と私たちと、どうしたらいいんだろうかという、そういう立場で私も論議しておりますので、よろしく願いいたします。

この問題の最後に、住民の皆さん、特に内海地区の住民の皆さんはあの山が崩れて自分の家に水が入ってくるんじゃないかと、そういう心配をされています。

それで、あの業者のいろんな工事のやり方について、ぜひとも説明してほしいと、そういう声が上がっております。ぜひ今後、里山の行方に不安を抱く内海地区住民への説明会を開かせる必要があると考えておりますけれど、町長、どう考えておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

必要に応じて対応していきたいと思っています。その声が住民説明で今私たちに誰が何を説明するかという中で、的確な説明が今我々ができると思っておりません。行政が本来すべきだったら、行政にするような環境をつくってまいります。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

よろしく願いいたします。

もう既に警察に通報された方も見えます。それから、自分の土地があるのに、今日はもう既に開発で崩れていると、そういうことも先ほど私の電話等で通報もありました。

なので、やはりこの問題については、本当に不安がってみえる方も見えますので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

不法投棄でどうのこうのとかということは関係ございません。関係ございませんのでここで訂正しておいてください。

○6 番（内田 保君）

はい、分かりました。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

今の発言については取り消します。

最後の質問は、2 つとも一緒に答えてください。よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2-1 につきまして答弁させていただきます。

障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条第1項に限定列举して定め

られており、この中に精神または身体に障害のある満65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けている人が含まれております。

具体的な認定については、国の通知に基づいて市町村が適切と考える方法で確認することとされており、本町においては、要支援1以上の方の要介護認定の基礎資料である要介護認定調査の結果及び主治医意見書に記載の障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度の区分により、障害者控除対象者を認定しております。

なお、それぞれの結果が異なる場合は、より重度の結果を優先して認定することとしており、現行の障害者控除対象者の認定基準を見直す考えはございません。

続きまして、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

平成30年度から前年度に障害者控除対象者認定書を発行した方について、要介護認定の基礎資料を確認の上、対象者には事前に障害者控除対象者認定書を発行し、送付する取扱いを開始しております。

2020年愛知自治体キャラバンの取りまとめ結果などによりますと、要介護認定者等に自動的に障害者控除対象者認定書を発行し、送付している県内の自治体数は28市町村で、近隣5市4町では4市町となっております。

障害者控除対象者認定書は、仮に障害者控除の対象者となったとしても、必ずしもその全ての方が申告に必要がないことから、特に必要と思われる前年度に認定書を発行した方に対して事前に送付する取扱いを変更する考えは今のところございません。

その他の方については、障害者控除対象者認定の申請が可能な場合があることを町広報紙や町ホームページ、要介護認定結果を送付する際などに周知するとともに、要介護認定者等に関わるケアマネジャーや地域包括支援センター職員を通じてお伝えさせていただきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これは障害者の方にとっては本当に待ち望んでいることだと思います。少なくとも申請書ぐらいはぜひとも送っていただき、その改善をしていただきたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時35分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔 休憩 13時26分 〕

〔 再開 13時35分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、一般質問通告書の読み上げをさせていただきます。

質問事項1．特定空家等の解消に向けて。

全国的に空き家が増加し続け、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが社会問題になっている。その中でも放置されて劣化した特定空家等は、倒壊した際に登下校中の児童・生徒を下敷きにするおそれがあるだけでなく、震災時の津波避難経路を塞ぐ可能性も高く、町民や観光客の生命を脅かす大変な危険な存在である。

本町は愛知県内で最も空き家率の高い自治体でもあることから、平成26年4月1日から南知多町空家等の適正な管理に関する条例を施行し、特定空家等の解消に取り組んできた。

条例の施行から8年目となるが、一部の特定空家等は解消されたものの、町内には特定空家等がまだまだ残っており、対応が行き詰まった状態にあると感じている。事故や災害が発生する前に、少しでも多くの特定空家等を減らす必要があるため、以下の質問をする。

1．南知多町空き家対策計画によると、平成29年12月末時点で除却または大規模修繕が必要と判断された特定空家等は56件あり、そのうち対応済みのものが16件、所有者が判明していて未対応のものが27件、所有者等調査中の未対応のものが13件であったが、現在、それらの件数はどのように変化したか。また、そのうち小・中学校の通学路沿い

にあるものは何件か。

2. 特定空家等の所有者が判明済みで未対応のままになっているケースについて、対応が進まない主な理由は何か。

3. 特定空家等の所有者に対して、物件の管理責任と事故等が発生した際の責任、賠償金の推定額等の周知方法は十分にあるか。

4. 空き家の解体費用がどの程度かかるのか把握する手段として、本町では、令和3年8月25日からAIによる解体費用シミュレーターを無償で利用できるようになったが、どのように周知し、どのような効果を見込んでいるか。

5. 特定空家等の所有者として、空き家の劣化が進んだときに解体費用が多くかかるケースがある。これについて、町としては周知をしているか。

6. 現在、本町で特定空家等の解体工事を行う際、町から20万円、県から20万円、国から40万円の合計80万円の補助金が支給されるが、特定空家等に指定されていない空き家の解体工事には、補助金は一切支給されない。そのため、空き家をわざと長期間放置して特定空家等になってから解体したほうが得をする状態になってしまっているケースについて対策を検討したか。

7. 特定空家等を解体せず放置している所有者に対して、ペナルティーが軽過ぎるのではないか。例として、京都市で独自に導入を検討している別荘・空き家税のようなものは本町でも検討したか。

8. 所有者が判明するめどが立たないケースや遺族のいない所有者が死亡したケースでは、町の負担において対応する略式代執行以外の方法で対応することは難しいと考えるが、通学路沿いなど優先度の高いものから、年に数件ずつでも略式代執行で対応していくことはできないか。

9. 今後も厳しい財政状況が続く中で、現在残っている特定空家等を今後どのように減らしていくのか。また、新たな対策を予定しているか。

質問は以上です。再質問は自席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

平成29年12月末時点で、除却または大規模修繕が必要と判断された56件に加え、新た

に66件の物件が追加されましたので、令和3年11月末までに除却または大規模修繕が必要と判断された物件総数は122件となっております。

これまでに所有者等により除却または修繕などの対応をされた物件が49件ございますので、現在、除却または大規模修繕が必要と判断された物件は73件となっております。

この73件の内訳として、町による助言、指導後に所有者等による除却または修繕などの対応がされない未対応物件が43件、所有者や相続人を調査中のため、助言、指導に至っていない未対応物件が30件となっております。また、この73件のうち、通学路沿いにあるものが25件となっております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

対応していただいた件数も30件ほどありますけれども、また新たに特定空家等になってしまったものが30件増えたということで、減るペースよりも増えるペースのほうが多いということで、今後も現状の対策のままでいくと、空き家だらけになってしまうということが分かります。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

所有者が判明し、未対応である43件につきましては、法と条例に基づき指導書等を送付しておりますが、経済的な事情により解体工事費を負担できないことを理由に対応されない所有者が多く存在しております。

そのため、本町では、国庫補助と県費補助を活用し、特定空家等のうち危険度と緊急度の高いものを対象として上限80万円の除却費補助金を支援しております。しかしながら、隣接道路が狭く人力で施工する必要があるものや、離島からの廃棄物の海上運搬が必要になるものなど解体工事費が高額になることも多々あり、対応に至らない事例もございます。

また、所有者が既に亡くなられており、複数の共同相続人が存在する場合において、

共同相続人間の調整ができず、対応が進まない事例もございます。その他所有者が死亡した後、全ての相続人が相続を放棄してしまったものや、破産などにより実態のない法人が所有するものも存在し、対応が進まない事例もございます。

(2番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

山本議員。

○2番(山本優作君)

今、回答をいただきましたけれども、今の時点で特定空家等が解消されないものについては、大半が経済的な理由でできないと。補助金をいただいてもできないという方々と、相続の問題でうまく処理ができないという問題が大半を占めているということです。

それ以外の少数の方でも、まだ対応を拾える方がいらっしゃるかもしれないので、この3番以降の回答からそういう方がいないか、確認させていただきたいと思います。

次の回答をお願いします。

○議長(石垣菊蔵君)

総務部長。

○総務部長(滝本恭史君)

御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

所有者に対し、法と条例に基づき指導書等を送付する際、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任が民法717条で規定されておりますので、ここで規定される責任、管理責任と賠償責任につきまして説明資料を同封しております。また、公益財団法人日本住宅総合センターが賠償金を試算した被害モデルにつきましても、説明資料を同封しております。

これらによって、物件の管理責任と事故等が発生した際の責任と賠償金の推定額等を所有者にお伝えしております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

山本議員。

○2番(山本優作君)

説明のための資料を所有者等に郵送で送っているということで回答をいただきましたけれども、実際に送った資料が所有者の方に読まれて理解されているかというところの

確認というのは取れていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問に答弁のほうをさせていただきます。

町のほうから所有者の方へ指導書を送付する際、その中には役場のまちづくり推進室のほうに御連絡をいただくような記載をさせていただいております。こちらを読まれた所有者さんの方から電話等で御連絡をいただいた場合には、恐らくこちらのチラシ、説明資料等に目を通されているのであろうと想像ができますが、御連絡をいただけない所有者様につきましては、引き続き再度の指導書の送付等で対応をさせていただいております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

返事が返ってこない所有者の方に対しては、引き続き郵送をしているということなんですけれども、それ以上の対応というのは、現状難しいでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

現状で所有者の方の住所等を法務局、または本町の課税情報、または転出先の住民課等から住所のほうの情報をいただいております。現在、電話番号等の情報を取り寄せる手段を持っておりません。ですので、住所しか分からないため、連絡をいただけない方につきましては、指導書、助言書等の送付だけとなっております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

分かりました。

それでは、ちょっと無視されてしまうケースがカバーし切れていない可能性もあるということが分かりました。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1-4につきまして答弁させていただきます。

本町では、株式会社クラッソーネと空き家除却推進に係る連携協定を締結し、その取組の一環として、同社が運営するAIによる解体費用シミュレーターを無償で利用できることを町広報紙、公式ホームページによって周知しております。また、窓口に来られた空き家等の所有者に対しましても御紹介をしております。

今後は本取組の紹介チラシを作成し、指導書等と併せて送付するとともに、シミュレーターにより算出した解体工事費の概算額を同封し、お伝えすることを予定しております。

見込んでいる効果としましては、特定空家等の除却促進と新たな特定空家等の増加抑制に寄与するものと考えております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

周知の方法が今、広報とホームページがまずメインだということと、新たに特定空家等になった場合に、その所有者に通知をされているということだったんですけど、今もう既に特定空家等になっているところの所有者に対して、通知はまだされていないと思うんですけど、そこはいつぐらいになる予定でしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問につきまして、答弁のほうをさせていただきます。

現在、協定を結びましたクラッソーネのほうと周知するためのチラシ等を作成しております段階でございます。令和4年度春になりましたら、現在、特定空家等で指定をさせて

いただいております物件の所有者等に送付をする予定をしております。以上です。

○2番（山本優作君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

本年度より特定空家等に対する指導を行った際に、建物の老朽化が著しく進行したことで存置物の仕分や、その作業をするための安全確保のための費用により解体費用が高額になった事例がありました。

これまでは具体的な周知をしてまいりませんでした。今後は解体費用が高額になる前に特定空家等の除却を行う必要につきましても、所有者に対し周知してまいります。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

老朽化が進行することにより解体費用が増えるということについて、80万円の補助金をもらっても割に合わないぐらい増えてしまうケースがあるということは非常に重要ですので、管理責任の周知の件と併せてしっかり説明していただくようお願いします。

次の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

本町が支援する除却費補助金は、国庫補助金と県費補助金を活用しており、それらの要件を満たすために特定空家等として認定する必要があります。

その結果、御指摘のあったとおり、町が実施する補助制度の要件を満たすために、あえて空き家を放置するケースが考えられます。

対策としましては、納税通知書を発送する際に特定空家に関するチラシと空き家バンクに関するチラシを同封して郵送しており、空き家を放置する危険性と空き家バンクへ

の登録を促し、長期間管理を放置することのないよう周知に努めます。

(2番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

山本議員。

○2番(山本優作君)

この補助金の制度自体は、特定空家等になってからそういうことを知る所有者の方もいらっしゃると思いますので、一概にこれを利用される方が皆さん悪いというわけではございません。

また、毎年補助をたくさん申請していただいておりますので、空き家の除却に大いに貢献しているのです。今後も役立てていただきたいと思います。

ただ、こちらについては、特定空家になってすぐ利用していただけるのが一番でして、長年放っておくのは危険になりますので、この制度自体、特定空家等になってから数年間しか利用できないというようなことにして、利用を促進して早く解体していただくというように推進することはできないでしょうか。

○議長(石垣菊蔵君)

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長(高田順平君)

ただいま山本議員から御指摘いただいたように、補助金の利用について申請ができる期間を設けるなど、うちの特定空家の除却の促進、今後、特定空家が増えないような対策方法として、今後検討のほうをしてまいりたいと思います。

○2番(山本優作君)

次、お願いします。

○議長(石垣菊蔵君)

総務部長。

○総務部長(滝本恭史君)

御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の京都市が導入を検討している別荘・空き家税につきましては、別荘等が存在する地区の環境を整える目的のものであり、ペナルティーではないと考えられますので、本町では考えておりません。

現状では、住宅が建築された土地に対して固定資産税が軽減される、いわゆる住宅用

地の特例がございますが、特定空家等の所有者に対し、法に基づく勧告を実施することで住宅用地の特例を除外することが可能となっております。

所有者に適正な管理を求め、特定空家等を放置しないための新たなペナルティーが必要とは考えますが、法を逸脱した罰則を設けることができないため、本町といたしましては、空き家が管理不全な状態にならないようにする予防策を推進してまいります。

(2 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2 番（山本優作君）

別荘・空き家税を例に出したのは、完全にそれと同じものをつくってくださいという意図ではなかったんですけれども、町独自の罰則を設けることができないということで回答いただきましたので残念です。

それでは、次の回答をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

相続放棄などにより空き家の所有者がいない場合、略式代執行を実施することとなりますが、その多くの場合、代執行に要した費用を回収できる見込みはありません。現在、略式代執行の対象となり得る特定空家等は現状で8件あり、その中に通学路沿いにあり、廃業した旅館など大型の物件も存在するため、その全てに対し、計画的に略式代執行を実施することは極めて困難な状態にあります。

そのため、国や県に対しましても、支援策の拡充につきまして引き続き要望するとともに、現場の状況や緊急性を勘案しながら各方面と連携を図り、対策を検討してまいります。

(2 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2 番（山本優作君）

全国的にも、本町と同じような財政基盤のところでは略式代執行をしているところとい

うのはほぼないということは確認しておりますけれども、本当に所有者が亡くなっていて、町で対応せざるを得ないという物件は出てきておりますので、何かしらの対策は今後検討していただく必要はあるかと思えます。

それでは、今後どのように特定空家等を減らしていくのかというところを最後の9番の質問で回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－9につきまして答弁させていただきます。

倒壊のおそれがあるなど除却が必要な特定空家等に対しましては、厳しい財政状況の中においても除却費補助金など対策事業を継続できるように引き続き国庫補助金や県費補助金を活用してまいります。また、国や県との連携だけでなく、民間事業者との連携を進め、官民共創による対策につきましても模索してまいります。

現状の特定空家等につきましては、所有者に対し必要な措置を講じるよう求めてまいります。今後、これ以上特定空家等が増加しないよう、予防の観点からも空き家対策を推進する必要がございます。

そのため、来年度に南知多町空家等対策計画の見直しを行い、新たな施策の実施につきましても検討してまいります。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

この特定空家等の減少に向けては、大きく分けて2つ対策があると思えます。

1つ目は、これから新たに特定空家等にならないように、今の空き家をうまく利活用だったり、管理していただくことによって対応するというので、これについては、空き家バンク等で取り組んでいただいているので、多少は将来の増加を緩やかにできるのではないかと期待しております。

ただ、もう一点のほうの今もう既に特定空家等になってしまっている部分を減らしていくということについては、今なかなかよい回答が得られなかったと思っておりますけれども、今、特定空家等になってしまっている件数が今後どのように、何年かけて減

らしていくのかという目標がありましたら教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（高田順平君）

ただいまの御質問に対して答弁のほうをさせていただきます。

部長の答弁のほうにもありました来年度に南知多町空家等対策計画の見直しを考えております。前回策定したときから、こちらの特定空家除却または大規模修繕が必要な物件が増えてきております。何年かけてこちらを減らしていくのか、ゼロにするのかということも具体的に盛り込めたらとは思いますが、今後もまだまだ増えるという見込みを出しておりますので、またこちらのほうも検討をしていきたいと思っております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

今回、本町の財政が非常に厳しい中で、公費を投入して略式代執行で行うということについては、既存の町民に対するサービスの質を下げてでもやるべきなのかどうかというところで、個人の物件に対するものなので、なかなか町民の理解が得られにくいというところはあるとは思いますが、町内の子どもの安全等を確保するという観点で町内の方にも御協力をいただき、例えば地区のまちづくり会だとか防災会だとかに現在補助している額があると思うんですけど、そういうところを多少削らせていただいて、危険空き家等の対策に費用を回していただくというようなことを御理解いただくという必要も今後出てくるかもしれません。

とにかく国の方針が変わりまして、たくさん補助をいただければそれでできるのは分かるんですけど、それをいつまで待っても解決はしませんので、できることから1軒ずつでも毎年削っていけるよう、事故が起きる前に対応をしていっていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で山本優作議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時04分 〕